

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和7年6月12日

時 間：午前10時00分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前10時00分

出席議員（10名）

議長	堀本典明君	1番	安藤正純君
2番	辺見珠美君	3番	平山勉君
4番	佐藤啓憲君	5番	渡辺正道君
6番	高野匠美君	7番	宇佐神幸一君
8番	高橋実君	9番	渡辺三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	山本育男君
副町長	宮川大志君
副町長	竹原信也君
教育長	武内雅之君
総務課長	猪狩力君
企画課長	杉本良君
税務課長	大館衆司君
住民課長	篠田明拡君
生活環境課長	飯塚裕之君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
企画課課長補佐	畠山信也君
税務課課長補佐	福島好邦君
企画課主任 兼企画政策係長	大和田侑希君

企画副	画政主	策課	監査	櫛田佳敬君
-----	-----	----	----	-------

職務のための出席者

議事会務局長	遠藤博生
議副主幹務係長	杉本亜季
議庶務係主任査	黒木裕希

説明のため出席した者

<内閣府>

内閣府原子力災害現地対策本部副本部長	佐野究一郎君
内閣府原子力災害現地対策本部総括班長	樋本諭君
内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官	内山弘行君

<復興庁>

復興庁移住・再生環境担当官	金谷雅也君
---------------	-------

<環境省 福島地方環境事務所>

環境省福島地方環境事務所所長	関谷毅史君
環境省福島地方環境事務所次長	細川真宏君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長	中村祥君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官	新田一仁君

環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部仮置場 対策課課長	新保雄太君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部仮置場 対策課専門官	太田勲君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部廃棄物 対策課課長	小福田大輔君
環境省福島地方 環境事務所中間 貯蔵部輸送課 課長	清家裕君
環境省福島地方 環境事務所中間 貯蔵部輸送課 専門官	矢吹清美君
環境省福島地方 環境事務所 県中・県南支所 支所長	岩屋照実君
環境省福島地方 環境事務所 県中・県南支所 富岡分室支所 長補佐	飯田俊也君
環境省福島地方 環境事務所 県中・県南支所 富岡分室専門官	熊本洋治君
<福島県>	
福島県避難地域 復興課課長	渡邊昌明君

付議事件

1. 除染・解体工事及び仮置場の状況、中間貯蔵施設への輸送計画並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等について
2. 富岡町太陽光発電設備の設置等に関するガイドラインについて
3. 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

その他

開 会 (午前10時00分)

○議長（堀本典明君） 皆さん、改めましておはようございます。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、内閣府原子力災害現地対策本部、佐野副本部長、環境省福島地方環境事務所、関谷所長をはじめ、各担当者の皆さん並びに町長、両副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。
町長。

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、お忙しい中全員協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、内閣府原子力災害現地対策本部の佐野副本部長、環境省福島地方環境事務所の関谷所長をはじめ、関係機関の皆様にもお忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日の全員協議会の案件は、環境省から除染・解体工事及び仮置場の状況、中間貯蔵施設への輸送計画並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等についての説明を受けるとともに、町からは富岡町太陽光発電設備の設置等に関するガイドラインについての1件、6月定例会への提出を予定しております条例の一部改正案件の説明といたしまして、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての1件であります。それぞれの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興、再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

次に、内閣府の佐野副本部長、環境省の関谷所長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。
なお、発言はお手元のマイクのボタンを押してからお願いいたします。

初めに、佐野副本部長、お願いいたします。

佐野副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副部長（佐野究一郎君） 内閣府原子力災害現地対策本部の副本部長をしております佐野でございます。本日はどうかよろしくお願ひいたします。

東日本大震災、そして東京電力福島第一原子力発電所の事故から14年が経過をいたしましたけれども、いまだに避難指示が継続するなど、多大なるご迷惑、ご不便をおかけしておりますことを改めておわび申し上げます。引き続き富岡町の復興、再生に向けて、町、それから関係機関と連携してしっかりと取り組んでまいりますので、本日はどうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

次に、関谷所長、お願ひいたします。

関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 皆様、おはようございます。環境省からも、改めまして東日本大震災及び原発事故から長きにわたりまして避難生活など、ご不便をおかけしておりますことを改めておわびを申し上げます。

本日は、お時間を頂戴しまして、先ほど町長からご紹介いただきましたとおり、除染解体工事あるいは仮置場、そして中間貯蔵施設、特定廃棄物埋立処分施設等の状況につきましてご説明を差し上げます。とりわけ特定帰還居住区域におきまして、現在除染あるいは家屋解体等の工事を進めてございまして、昨年来工事を続けてございます。今年度発注の工事につきましても契約になります。現在工事に入っているということでございます。その状況につきまして、この後担当からご説明をさせていただきます。今後もご不便をおかけしている皆様方に一日も早く安心した環境整備をできるよう、環境省としても全力で取り組んでまいります。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

次に、各自名簿順に所属と名前のみの自己紹介をお願いします。

内閣府、復興庁、環境省、福島県の順でお願いいたします。

佐野さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（佐野究一郎君） 内閣府原子力災害現地対策本部の副本部長、佐野でございます。本日はどうかよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 樋本さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（樋本 諭君） 内閣府原子力災害現地対策本部総括班長の樋本諭でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 内山さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） 内閣府原子力被災者生活支援チームで企画官をしております内山です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 金谷さん。

○復興庁移住・生環加速班参事官（金谷雅也君） 復興庁で参事官をしております金谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 関谷さん。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 改めまして、環境省の関谷でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 細川さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（細川真宏君） 福島地方環境事務所次長の細川でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課長をしております中村です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 新田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（新田一仁君） 同じく環境再生課、新田でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 新保さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（新保雄太君） 環境省福島地方環境事務所で仮置場対策課課長をしております新保でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 太田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課専門官（太田 勲君） 福島地方環境事務所仮置場対策課の太田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（小福田大輔君） 環境省福島地方環境事務所廃棄物対策課長の小福田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 清家さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（清家 裕君） 中間貯蔵部の輸送課長と調整官をしております清家です。今日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 矢吹さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課専門官（矢吹清美君） 環境省福島地方環境事務所輸送課で勤務しております矢吹と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 岩屋さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所支所長（岩屋照実君） 環境省で県中・県南支所長をしております岩屋でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 飯田さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長補佐（飯田俊也君） 環境省、富岡分室の飯田と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 熊本さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室専門官（熊本洋治君） 環境省、富岡分室、熊本です。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 渡邊さん。

○福島県避難地域復興課課長（渡邊昌明君） 福島県避難地域復興課長の渡邊でございます。今日は

よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、除染・解体工事及び仮置場の状況、中間貯蔵施設への輸送計画並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等についての説明をお願いいたします。

なお、説明は着座のままで結構です。

中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 改めまして、環境省福島地方環境事務所環境再生課の中村でございます。お言葉賜りましたので、着座にて説明させていただきます。

資料といたしまして、資料1、除染・解体工事及び仮置場の状況、中間貯蔵施設への輸送計画並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等についての資料を御覧いただけますでしょうか。1枚おめくりいただきまして、まず除染・解体工事の状況についてご説明申し上げます。右肩2ページでございます。こちら富岡町における特定帰還居住区域、そして先般解除になりました特定復興再生拠点区域等の位置図をお示しさせていただいてございます。現在、特定帰還居住区域の除染、解体を進めさせていただいているところでございまして、一方で、引き続き特定復興再生拠点区域につきましても解除後、1年間は申請を受け付けてございましたところ、当該地域における解体も併せて進めさせていただいているといった状況になってございます。引き続き皆様のお力を借りいたしまして、迅速に除染、解体を進めてまいります。

1枚おめくりいただけますでしょうか。右肩3ページでございます。特定帰還居住区域における除染・解体の状況につきましてご説明させていただきます。まず、特定帰還居住区域につきましては、復興再生計画が昨年2月16日に認定されまして以降、迅速に準備を進めて、除染、解体を進めている状況になってございます。現在除染の同意の取得あるいは解体申請を受け付けながら、一方で既に同意いただいたところ、もしくはご申請いただいた箇所について除染、解体も進めている状況になってございます。また、県道工事はじめインフラの整備が予定されている箇所につきましても県はじめ関係機関と調整しながら、全体的に一定のまとまりを持って進めさせていただいている状況になってございます。今年度もインフラ関係の工事、種々予定されておりますところをよく連携しながら進めていかなければと考えてございます。

また、既に除染が完了した箇所につきましても、これまでと同様に比較的線量が高い箇所、もしくはご懸念等ございましたら、きちんと環境省で線量を確認した上で、必要であればきちんとフォローアップ除染で対応していきたいと考えてございます。

右肩4ページでございます。より具体的なところでございますが、解体申請、特定帰還居住区域の計画認定直後から受付開始してございまして、現在も広報紙等を含め周知を図っておりますところでございます。現在のところ、5月31日時点で区域全体で213件ほどご相談いただいてございまして、

そのうち184件を正式受付している状況でございます。こちらの数字には特定帰還居住区域に認定される前に拠点外縁として受け付けておって、その後、特定帰還居住区域に認定された箇所の分を含んでございます。

一方で、計画認定後の申請受付としては89件のご相談をいただいておりまして、うち65件が正式受付となっている状況になってございます。

また、除染の同意状況でございます。除染の同意状況、具体的な数字は後ほどご説明申し上げますが、全体として、まず同意いただくための同意書の作成に必要な事前調査がおおむね進んでございまして、現在同意書案ができたところから順次関係人の皆様にご同意いただけるようお願いをさせていただいている状況になってございます。

その上での工事の状況でございます。昨年度、令和6年度の富岡町特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その1）、いわゆるその1工事におきまして、除染、解体を進めてございました。工期といたしまして、工期延伸して6月末までの工期となってございますが、本件工事における作業は既に完了してございます。こちら除染は17.6ヘクタール、そして解体34件完了してございます。一部、特に当初の発注規模よりも、当時解体50件でございましたが、施工の遅延、もしくは関係人のご都合等によって当初の件数に至っていないところがございます。その点はおわび申し上げます。

一方で、そうした部分を含めて、次のその2工事、令和7年度富岡町特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その2）において対応すべく、あらかじめ規模を大きく発注してございまして、全体の除染、解体が遅延することのないように進めてまいります。その2工事におきまして、当初発注数量はそうしたこともあるて82ヘクタールの除染、解体80件ということで対応してございまして、既に契約を4月に行いまして、その後、迅速な対応を開始してございまして、受注者はその1工事の五洋建設からその2工事の奥村組に替わっておりますが、施工体制の構築を迅速に進めまして、現在6月5日時点で除染は4.4ヘクタール、解体は14件に既に着手してございまして、3者立会い等も精力的に進めている状況になってございます。

また、先ほどの地図にもございましたが、北側にアクセス道路、いわゆる松沼林道がございまして、その周辺につきましては林道と、また急斜面等がございまして、少し施工方法も含めて工夫あるいは検討する必要がございますところ、現在当該箇所の調査を本件工事によって行ってございます。それを踏まえて、詳細な施工計画を立てながら、北側についての施工も検討していかなければと思ってございます。

また、昨年12月に議会においてご要望をいただきました森林における除染、特に伐採、伐根をした場合の線量の低減状況等を含めた実証につきましても本県工事で実施する予定でございまして、現在どのような形で実証すれば成果が上がるかという点を含めて、施工計画を併せて受注者、それから環境省の本省も含めて相談をさせていただいているところでございまして、具体的になり次第、改めて

進めていければと、そのように考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、右肩5ページになります。実際の除染、解体の進捗状況についてご説明させていただきます。先ほどご説明申し上げましたとおり、現時点で解体の申請数、特定帰還居住区域で184件承ってございまして、うち123件まで完了している状況になってございます。引き続き、その2工事で解体を進めてまいります。

また、除染でございますが、特定帰還居住区域の除染対象面積でございます。仮置場を除いて110.1ヘクタールが対象面積になってございます。このうち、既に旧拠点外縁部として、あるいはそれ以外の観点でそれぞれ除染を進めてございまして、合わせて51.6ヘクタールまで除染が進んでございます。進捗率にして47%まで進捗している状況でございます。こちらにつきましても引き続き、今年度のその2工事で除染を進めてまいります。今年度の工事で大きく除染、解体を進めていければと、そのように考えてございます。

また、右肩6ページを御覧いただけますでしょうか。同意の取得状況でございます。並行して同意の取得も精力的に進めてございまして、現在287名の方にご同意いただいてございます。引き続き、まだご同意いただけていない方にもアプローチを続けまして、迅速に同意取得を進めていきたいと思ってございます。特に一部のインフラ等の関係する場所については、優先的に施工を考えますので、その観点で同意取得も優先的に進めている次第でございます。

また、特定帰還居住区域の外縁につきましても当然除染対象となってまいりますので、そうしたところにつきましても現在同意の取得を進めている状況になってございます。

右肩7ページを御覧いただけますでしょうか。また、特定復興再生拠点の状況につきましてもご説明させていただきます。拠点の解体につきましては、既に申請を締め切ってございますが、986件中926件まで解体できてございまして、先ほどのその2工事を通じて解体を拠点分についても迅速に完了させるべく、進めていきたいと思ってございます。一部、内部動産の持ち出しないし賠償等の関係で、なかなか環境省でまだ施工できない点もございますが、そうした点も関係人の方とよく調整を進めていきたいと考えてございます。また、区域内の除染も98%完了してございまして、また同意の取得も残り16名ということで、取得率99%となってございます。引き続きご同意いただけるようにアプローチを続けていきたいと思ってございますし、連絡先不明の方についても対応を検討していくないと、そのように考えてございます。

以上、除染、解体の関係になりました。

○議長（堀本典明君） 新保さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（新保雄太君） 改めまして、環境省福島地方環境事務所で仮置場対策課長を務めております新保です。仮置場の現状につきまして当方からご説明さしあげたいと思います。恐縮ながら、着座にて失礼いたします。

資料の9ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちらに仮置場の現状と今後の動きということ

で整理させていただいております。まず、黄色で塗っております深谷2、3、4につきまして、こちらが最初に着手するところとなっておりまして、今年度、令和7年度に撤去、除染工事に着手予定でございます。具体的には、今仮置場の中にフェンスですとか敷き鉄板、それから盛土材といったものがございますので、そういうものを撤去する工事、それから事前に線量の調査をいたしまして、その結果を踏まえて除染の工事といったところを本年度行う予定としております。それが終わり次第ということで、来年度、令和8年度から状況を見ながら、原状回復の工事にさらに着手をしていくといったことを予定しております。今状況として、今年度の工事の概要につきまして地権者の皆様にご説明自体は済んでおりまして、今工事の内容につきまして同意書を頂く形となっておりまして、そちらが9割ほど既に頂けているのですけれども、少し残っている方がいらっしゃるといったところで、ステータスとしては説明中という記載をさせていただいているところでございます。

次に、進めていきますのが赤く塗っております深谷1、赤坂2でございますけれども、このうち深谷1の黄色く塗っている旧浜街道より西側の部分、こちらを先行して着手する予定としておりまして、令和8年度をめどにこちらも撤去、除染の工事に着手していくということを予定しております。それが終わり次第、こちらも原状回復の工事に進ませていただきたいと考えてございます。

また、緑で塗っております松ノ前（拠点外）と赤坂1につきましては、今除去土壤ですとか解体の廃棄物といったものは保管しておらず、遮蔽土のう等を保管するストックヤードとして活用させていただいております。こちらは、一部は富岡町内の仮置場の現状回復への客土材として活用させていただくようなものもございますので、一旦保管させていただいているところでございますけれども、一部町内で使う予定がないといったところで、ほかの事業で活用できるものを順次搬出したいといったことを考えております。その中で、今年度具体的には環境省の別事業に遮蔽土のうを約1万m³搬出予定としております。具体的に申し上げますと、中間貯蔵区域内で廃棄物の選別場の整備を予定をしておりまして、そちらの造成の資材として活用させていただきたいと思っているところでございます。そのほか赤坂2、深谷1の残る部分と深谷国有林につきましては、現在解体廃棄物を保管していたりですとか、今後除去土壤を搬入して、そこから輸送の積込み場とさせていただいたりですとか、環境省の環境再生事業の中で当面の間活用させていただきたいと考えているところでございますけれども、いずれにいたしましても、仮置場の活用方法をよく精査いたしまして、富岡町ともよくご相談させていただいた上で、可能な限り原状回復、早期の返地に進めるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 清家さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（清家 裕君） 改めまして、中間貯蔵部の輸送課長をしております清家でございます。着座でご説明させていただきます。

令和7年度の中間貯蔵施設への輸送計画ということでございまして、右肩11ページ目を御覧いただ

ければと思います。令和7年度につきましては、深谷国有林仮置場からの輸送として3万m³の輸送を予定してございます。輸送のルートについてはお示ししている地図を御覧いただければと思いますが、実線で実車の輸送ルート、それから点線で空車の走行ルートを記載させていただいております。実車につきましては、深谷国有林を出まして、北上して391号線でナンバー17ゲートに到達するというルートを予定してございます。輸送のスケジュールにつきましては、今後受注された事業者と調整をして決定してまいりたいと思っております。引き続き安全第一で輸送を進めてまいります。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（小福田大輔君） それでは、廃棄物対策課長、小福田より、最後、特定廃棄物の環境の状況についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

おめくりいただきまして、右肩13ページを御覧ください。こちら特定廃棄物埋立処分施設、旧フクシマエコテッククリーンセンターにおける埋立処分の実績でございます。下の表を御覧いただければと思いますけれども、ご承知のとおり、令和5年10月末で特定廃棄物の埋立ては終了してございまして、残り、現在生活ごみの埋立てを行っている状況でございます。直近、令和6年度の実績でございますけれども、下の表の令和6年度の欄を御覧いただければと思いますが、1年間で255袋というものが埋立ての実績になっておりまして、月平均で申し上げますと20袋ちょっとの埋立てになっておりまして、数字としては非常に少なくなっているところでございます。残り2年数か月でございますけれども、引き続き事故のないように、数字は少なくなっておりますけれども、安全に埋立作業を実施してまいりたいと考えてございます。

今年度の計画でございますけれども、右下の写真を御覧いただければと思いますが、昨年度までに下流の部分については最終覆土まで完了している状況でございます。今年度につきましては、上流側区画の北側、青い点線で囲った部分について、容量的にはもう十分足りるということもございますので、点線で囲った部分についても下流側と同様に最終覆土の施工に今年度かかっていきたいなと考えているところでございます。これによって、中にしみ込む水の量が減りますので、放射性物質が外に漏れ出すリスクというのになるべく軽減していきたいなということを考えているところでございます。

その次、右肩14ページを御覧ください。今、生活ごみだけの埋立てを行っておりますけれども、継続してモニタリング、空間線量率であるとか、水質のモニタリングは継続して実施しております。真ん中の表は、敷地境界の空間線量率の埋立開始前からの推移を表したものでございますけれども、特段の異常は見られておりません。その他の水質等についても全て基準値以下となっている状況でございますけれども、こちらについても引き続きモニタリングは継続してまいりたいと思ってございます。

おめくりいただきまして、最後はリップルンふくしまの状況をご報告させていただきます。右肩16ページを御覧ください。リップルンふくしまについても引き続き継続して運営を行っておりまして、5月末時点では累計8万9,099名というところで、ほぼ9万人近くの方にこれまでご来館いただいているところでございまして、間もなく9万人に達するところになってまいります。このページでは、直近でリップルンで参加させていただいたイベントあるいはリップルンで開催したイベント等について紹介をさせていただいております。4月には、夜の森の桜まつりにも出展をいたしましたし、ゴールデンウイークにもイベントを開催いたしました。また、定例ではございますけれども、富岡小学校の小学生にもご来館いただいて、モニタリングの体験等を行っていただいているところでございます。近々9万人に達するところではございますけれども、引き続き多くのお客様にご来館いただけるように運営を続けてまいりたいと思いますし、埋立処分の状況についても引き続き安全性等についてしっかりと情報発信をしてまいりたいと考えてございます。

環境省からの説明は以上でございます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） まず2点ほど、1点目は、9ページの仮置場の今後ということで、今この中の土壌の取扱い、簡単に言えば中間貯蔵に持っていくものももちろんあるのですが、その線量以下、言われている線量より低いもののリサイクルというか、取扱いは今現状どうなっているのか。富岡町の土壌としてどう扱っていらっしゃるのか聞きたいということと。

もう一点は、毎回報告いただきまして、着々と除染、解体が完了しつつあるということにおいて、富岡町の場合は10年以上やっているのですが、完全に終わったというのはまだ先だと思うのですが、最終的に完了した場合、当初から始まって完了までの状況のもの、今日提出されたものも踏まえて、こういう形で完了したという形の報告は行政には提出するのですか、その2点だけ教えてください。

○議長（堀本典明君） 新保さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（新保雄太君） ご質問いただき、ありがとうございます。

まず、今例えば松ノ前の拠点外ですか赤坂1でストックヤードとして保管させていただいているのは、いわゆる遮蔽土のうのような、基本的には汚染をされていないといったものを保管してございまして、こういったものにつきましては、先ほど申し上げたとおり、富岡町内で客土材として活用させていただいたり、環境省事業で使わせていただいたりといったことをするために一時的に保管しているものでございます。

一方で、すみません、もしかすると、ご質問の趣旨が現在環境省で整理しております除去土壌の再生利用のお話かなと受け止めておりまして、そういった意味では、現在といたしましては基本的に富岡町内の除染で発生した除去土壌等につきましては、中間貯蔵施設に搬入をしているという状況でご

ざいます。

○議長（堀本典明君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご質問いただいた2点目についてご説明させていただきます。

環境省としては、そういう意味では今まさにまだ特定帰還居住区域の除染を進めている状況でございまして、またフォローアップを含めて継続的に除染の対応をしているところでございます。そうした意味で、いわゆる除染が完全に完了するみたいな状況には今のところはまだなっていないかと思ってございまして、こうした意味では最終的にどうかというところまで、まだご相談できている状況にないかと思いますが、当然もしそういったときが来るよう、できるだけ早くに町の皆様も納得する形で除染が完了したと言える状態になっていくように全力で努めたいと思いますし、もしそういうことになる際には、きちんともちろんご報告するということかと思ってございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか、質問。

1番議員。

○1番（安藤正純君） 4ページの上段の対応件数なのですけれども、区域全体で213件、184件が正式受付ということは29件が多分対応相談中かなと思うのですけれども、その下の計画認定後も89件で、65件が正式受付で24件が相談対応中と。通常であれば、申し込めば受理するのが当たり前の作業かなと思うのですけれども、相談対応中ということは、何か問題があつて時間がかかっているよということなのか、その辺の中身を教えてくださいが1点。

もう一点が、6ページの下段の特定帰還居住区域外縁の件なのですけれども、対象が101名で同意が35名、取得率が34.7%、かなり低いと思うのだけれども、何か原因があるのかどうか、その辺聞かせてください。

○議長（堀本典明君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご質問ありがとうございます。

まず、1点目の相談対応中の状況でございますが、おっしゃるとおりで、お越しいただいてご申請いただければ、基本的には申請を受け付ける形で想定はしておりますが、一方で場合によってはご申請者と別の方が実は建物の権利をお持ちであったとか、そういうケースもどうしてもございまして、またいろいろと相続であるとか、関係者、あとは建物のうち、どの建物は解体できるけれども、どの建物は解体が権利の関係で難しいとかそうした調整をさせていただいて、この建物についてご申請をいただくと最終的に形が整ったところで正式受付というような流れになってございまして、そういう意味で相談中と申し上げておりますのは、具体的に申請いただけるような形に窓口で一緒にご相談しながら調整しているものとなってございます。

また、もう一点の同意の状況について、外縁の進捗がまだ35%という点、恐れ入ります。今のとこ

ろ、そうした外縁について拒否をされているとかそういったことではございませんで、どうしても区域内の同意を優先的に実施しております関係で、まだ我々でご連絡はしたものの、より積極的なアプローチをできていないとか、そういったことがあって取得に至っていないところがございます。引き続き外縁についても当然除染の対象でございますので、きちんと同意書の案についてご同意いただけるようご連絡する、あるいは訪問する等で積極的にアプローチを進めていきたいと、そのように考えてございます。

○議長（堀本典明君） 1番議員。

○1番（安藤正純君） ありがとうございます。今の答弁だと、例えば未登記だったり、権利関係者が何人かいたり、権利を持っている方が亡くなられたり、いろいろ相談対応の中には事情があると思うのですが、時間はかかるけれども、いずれは高いパーセントで推移すると解釈できるものなのか、もうこれは駄目だなど、やはり権利関係を考えたときに難しいなというのか、時間がかかっても何とかなるというのかその辺の考え方。

あともう一点、下もこれは今は力を入れていないから、でも外縁も行く行くはパーセントは高くなるよと、それは自信を持って中村課長が言えるものなのか、その辺聞かせてください。

○議長（堀本典明君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ありがとうございます。

1点目の申請の件でございますが、我々としては、できる限り申請者の方で解体される思いがある場合については、きちんと要件が整えばちゃんと解体していきたいと思ってございまして、そういう意味では100%になるかというと、やはり場合によっては様々な事情から、どうしても権利の関係で、我々で責任を持って解体できない場合もあると思ってございまして、全部はというのは難しいかもしませんが、いずれにしても、できるだけ基本的には申請につながるような形で窓口でも相談調整させていただいてございますので、そういう意味ではもっと上がってくると思ってございます。

また、同意もご指摘のとおりで、力を入れていないというわけではないのですが、どうしても優先的に区域内を対応してございましたが、今後必ずもっと同意取得率は上がると思ってございますし、そのように実施していきますので、その点、全力で進めていきたいと思っております。

○議長（堀本典明君） そのほかご質問ございませんか。

9番議員。

○9番（渡辺三男君） 今環境省から説明を受けた問題とは違うのですが、委員会でも私お願いしたのですけれども、まず医療費の免除はまだ引き続き続いていると思うのですが、これどういう考えでいつくらいまで続けるのか分かれば。

あと高速道路の無料措置が間近に、もう乗用車と軽トラックくらいしか無料にならないなんていう話を聞いているのですが、実際いつくらいまでなのか。また、富岡町はまだまだ困難区域解除になる

まで控えていますので、大熊町、双葉町に関してもそういう無料措置が終了するなんていう話は聞いていないのです。富岡町、浪江町だけが乗用車と軽トラックくらいしかもう無料にならないという話が出ていますので、困難区域を抱えている以上は当然同じく肩並べなくてはならないと思うのです。そういう部分で、国はどういうふうに考えているのか。

まず1つは、住宅の借り上げなんかは大熊町、双葉町はまだ続いているよね。解除部分がありますけれども、続いているのです。富岡町、浪江町は隣接町村であって、困難区域を抱えても全て終了していると、そういう矛盾した部分がいっぱい出てきているのです。当初は楢葉町が富岡町と同じく、富岡町と同じくって、全て富岡町と同じくくつづいてきて、今度は富岡町もくつづいていこうとしても、なかなかくつづいていけないという現状を踏まえて、どうしても不公平さが出ているのかなと思うのですが、どうお考えか、分かれば教えてください。

○議長（堀本典明君） 今回の付議事件とは離れてしまいますが、長い目で見ると、避難指示解除という話につながってくることもあるかというところもありますので、今の現状だけご説明というか、ご答弁いただいて終わりにしたいと思うのですが、いかがですか。医療費の延長の話と、今高速道路の無料措置ということで、付議事件とは関連しておりませんが、佐野副本部長か、もしその辺。

内山さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） ご指摘いただきありがとうございます。

医療保険の関係かと思います、1点目につきましては。こちらにつきましては基本的に避難指示解除といったところが解除後に一定期間、医療保険に関してはいわゆる保険の原則というか、受益と負担の関係から、そこについてはやはり一定に保険の負担をしていただいている方との関係で、制度的には必要だというようなことで承知をしておりまして、こういったところはどこまで何ができるかというところは制度的にもなかなか難しいところが正直あるのかなと思うのですが、いずれにせよ、きちんと住民の皆様には説明をしっかりと尽くしていくことが必要だと理解をしております。

それから、高速道路無料化の件に関しましては、これまでその措置については随時延長されているところかと思いますが、そちらにつきましては、ご懸念の点も含めて担当の国土交通省とはしっかりと連携を取っていきたいと考えてございます。

また、住宅の借り上げの件についてもお話をあったかと思いますが、大熊町と双葉町の、まさに応急仮設住宅の関係、協議の関係については今年度末で一応終了するという見込みにはなってございまして、そういう意味では少しずつそういったところも状況を見ながら、住民の方に寄り添って対応ということが前提ではありながら、対応は状況に応じてしっかりと検討を進めていくということかなと思ってございます。

医療保険の関係、すみません、もし補足、訂正などがあればお願ひできればと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） それでは、私から医療費についてご説明させていただきたいと思います。

医療費については、解除後10年間で医療費は通常どおり支払うような形になってくるということです。ちなみにですが、最初に平成29年度に解除になったエリアにつきましては、今年、来年と国保税、世帯の収入によるのですけれども、600万円以上というところはそもそもかかるのですけれども、世帯収入によって2分の1というところの支払いというか、納めることになります。ただ病院で支払うところについては、まだ免除というところになってきます。徐々にそういう形で、10年後には通常という形になってくるというところでございます。一応内容的には多分これで合っているかとは思うのですけれども、そんな状況でございます。

あと高速料金につきましても、町としましては当然今渡辺議員からもありましたように困難区域を抱えているというところで、これは継続していただきたいというところでは要望しているところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） よろしいですね。議員、多分ここで、今の質問にご答弁できる皆さんはそろっていないと思うので、町長をはじめ町でも、また要望活動をするというところで、その辺りしっかり盛り込んで要望していただくということで町長、よろしいですか。

〔「あと1点」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 9番。

○9番（渡辺三男君） 質問はしないです。

○議長（堀本典明君） 分かりました。

9番。

○9番（渡辺三男君） 我々こういう話、質問できるのはこの席しかないですよ、現実的に。それで、これ最後にその他があるのですけれども、最後のその他のときは多分皆さんはいないと思うのです、町しか。それで、議題にのっていないけれども、私言ったのですが、こういうこともかなり大事なことなものですから、そういうことを町で議題に入れてもらって、その他を1が終わった時点で設けてもらうとか、国の機関もやっぱりそういうことまできちんと答弁できるように準備してきてもらわないと、我々は何のためこの席に出てるか分からなくなってしまいますので、ぜひよろしくお願ひしたいです。

竹原副町長が言った健康保険税に関しては理解しています。ただ、医者代の、病院に行って払うお金がいつまで無料になるのかということです。

あと高速道路の問題も、別にいつまでも無料にしてくれというわけではないのです。あしたから取られても構わないのです。構わないのですけれども、せめて今困難区域を抱えているところ、浜地区では4町村ですよね。そこは足並みそろえてやってもらわないと、大熊町はこうだけれども、富岡町はどうなのだ。双葉町はこうなのだけれども、富岡町はどうなのだというやり玉に我々は遭うのです。

そのくらいは足並みそろえていただきたいと。当然山方部に行っても困難区域はありますから、せめて困難区域を抱えている市町村は、全て足並みをそろえた政策を組んでほしいというお願いです。よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君）　ただいまのご意見もありました。次の全協の場面でそういったお話しする機会を考えてもいいかなと思いますので、町も復興庁、その他しっかり打合せしていただいて、ご対応いただけるかどうか含めてご検討をよろしくお願ひしておきます。

そのほか質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君）　ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件1、除染・解体工事及び仮置場の状況、中間貯蔵施設への輸送計画並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等についてを終わります。

ここで、説明者の入替えのため、暫時休議いたします。

休　議　　（午前10時44分）

再　開　　（午前10時46分）

○議長（堀本典明君）　再開いたします。

次に、付議事件2、富岡町太陽光発電設備の設置等に関するガイドラインについての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（杉本　良君）　お時間ありがとうございます。それでは、お手元の資料なのですが、右肩、全員協議会資料2-1、2-2、2-3、資料3つを使って説明させていただきたいと思います。

この件につきましては、4月の両委員会、それと先週の両委員会におきましてもガイドラインの施行についてお話をさせていただいたところではございますが、その中で文面等につきまして顧問弁護士の意見を入れるようにというご指導がありましたので、そちらを踏まえた形で今回ガイドラインの案を作成させていただきましたので、説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君）　企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君）　それでは、初めに全員協議会資料2-1を御覧ください。策定しようとしておりますガイドライン（案）の概要を申し上げます。

まず、策定の目的、町が把握できていない太陽光発電事業があること、それから議会の皆様方から一定の規制を設けるべきなどのご意見をいたしておりますことから、地域環境との調和の取れた安全、安心な住環境の確保と適切な太陽光発電設備の設置を推進することでございます。

次に、当町を含む原子力災害の被災地において太陽光発電設備が急速に導入されております背景としましては、国が再エネを推進しており、特にこの地域では福島特措法に基づく税制優遇があること

が挙げられます。

次に、当ガイドラインの概要につきましては、これまで町が把握できなかったものも含め、計画時点で事業者から届出をしていただき、地域住民に対する説明や関係法規制、事業計画の内容を町が確認し、必要がある場合には意見や助言を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。今ほど町が把握できないものがあると申し上げましたことについて簡単にご説明をいたします。国のエネルギー政策を担当する資源エネルギー庁が定める主なガイドラインといたしまして、①の事業計画策定ガイドラインと②の説明会及び事前周知措置実施ガイドラインの2種類があります。平成24年7月に、固定価格買取制度、いわゆるFIT制度が創設。その後、国の支援がなくなっても安定的に再エネ事業が経営できるよう、通常の売電に近い方式へ移行するため、新たにFIP制度が創設されており、どちらの制度も経済産業省が認定をいたします。その上で、全国的に安全面や景観、環境への配慮に関する地域の懸念が高まったことを受け、地域住民への説明会等のガイドラインが昨年2月に策定されました。したがいまして、現状、町が把握することができる太陽光発電事業は、令和6年4月以降のFIT、FIP制度の経産省認定を受けるものだけとなっております。このことから町独自のガイドラインを策定することで、町内全域における太陽光発電事業を把握し、必要な意見、助言を行うことで適切な設置を推進してまいりたいと思っております。

3ページをお願いいたします。事業者にお願いする手続の流れは①から⑨となります。各項目の右側に国、町と表記しております。こちらは国と町のそれぞれのガイドラインで事業者側にお願いする項目を示してございます。例えば①であれば国も町も求めますが、④の場合は町が独自に求めるものということで、町は国よりも多くの書類を事業者側に求めようとしていることがお分かりいただけると思います。

下段は、さきに策定しております農地に係るガイドラインとの関係性を示したものですので、ご確認をいただきますようお願いいたします。

続きまして、4ページをお願いいたします。懸念点をまとめたページとなります。皆様もご承知のとおり、憲法において土地所有者の財産権は強く保護されており、私権の制限、特に過度な制限は訴訟の対象となる可能性があります。また、国策との整合の点におきましては、国が再エネを重点施策と位置づけておりますので、町が過度に規制することは国策と矛盾してしまいます。

一方で、この地域の特殊事情といたしまして、長期にわたる避難指示を余儀なくされたことや、高齢化、遠方避難などにより、土地の管理がとても困難になっていることが挙げられます。

最後に、法律事務所からの指摘として、さきの両常任委員会でご説明したことを記載してございます。

5ページをお願いいたします。今まで申し上げたことを踏まえまして、短期的な対応と中長期的な対応に整理をいたしました。オレンジ囲みの短期対応といたしまして、まずは町の基本スタンス、地域と共生、共存した再エネの推進を早急に示すため、ガイドラインとしてスタートし、適切な設置等

を推進してまいります。その上で、ガイドラインにおいて各事業をしっかりと確認しながらも、ほかの自治体の事例収集を続け、必要に応じて実態に即した条例の策定についても引き続き検討を重ねてまいります。

6ページにつきましては、フローチャート形式に整理したものでございますので、こちらもご確認をいただきますようお願いをいたします。

次に、全員協議会資料2－2を御覧ください。現時点でのガイドラインの案となります。おめくりをいただきまして、1ページ、第1章、総則の1、本ガイドラインの目的は、先ほど冒頭に申し上げたことを記載してございます。

2は、用語の定義でございます。2ページの(4)におきまして、近隣住民等を事業実施箇所からの距離が300メートルの範囲の行政区といたします。

3、対象地域は町内全域とし、4、適用対象は10キロワット以上で事業所と併設されておらず、自家消費を目的としないものといたします。

3ページを御覧ください。第2章で適切な事業実施のために必要な措置を明記いたします。第1節の事業計画、1、事前協議及び関係法令に係る手続等の報告において、事前協議及び関係法令手続状況調書の提出を求めるとともに、①から次の4ページの⑯までに配慮することを事業者に求めてまいります。

2、地域住民へ説明会を行うことを求めます。

5ページの3、太陽光発電設備の設置等届の提出において、①から次の6ページの⑯までのことを事業者に求めます。

第2節におきましては、設置が完了したときや事業を廃止するときにも町に報告することを求め、第3節では、町は必要に応じて事業者に対して資料の提出や立入り確認などをすることを記載してございます。

続きまして、全員協議会資料2－3を御覧ください。こちらはガイドラインの中身、例えば景観に配慮してなどといったことをより分かりやすく説明するときなどに使用するチラシのようなものと捉えていただければと思います。環境省が公表しているものをベースに作成をいたしておりまして、ガイドラインを策定し、公表するときに、あわせて広くお知らせをすることとしております。

最後になりますが、4月の常任委員会におきまして、議会の皆様からいただきましたご意見やご指摘に対する検討状況、お答えを口頭にてさせていただきたいと思います。

1点目、終了や中止のときに事業者が責任を持った処分を行うことを明記すべきだとのご意見をいただきました。このことにつきましては、まず資源エネ庁が策定したガイドラインにおいて、再エネ設備の解体、撤去に要する費用に充てるために金銭を積み立てること。それから、撤去及び処分は、処理法などの関係法令を遵守して速やかに行うことと明記されております。資料2－2の町のガイドライン（案）の4ページの⑯番において、事業者の責任により撤去等を適切に対処すると明記したこ

とに加えまして、⑯番では、その他、国等が策したガイドラインに準拠することと規定しておりますので、こちらのように明記させていただいてございます。

いただいたご意見2つ目でございます。自然環境や景観形成に配慮することを分かりやすくしなさいということをご意見いただきました。繰り返しになりますが、全員協議会資料2-3、こちらのチラシのようなものを広く配布するということにしたいと思っております。

3点目、説明会開催等の範囲、それからその根拠についてというご意見をいただきました。先ほど説明の中で申し上げました定義の(4)において、太陽光発電設備の設置が計画される区域から影響を及ぼす近隣と定義して、括弧内に300メートルの範囲に含まれる行政区と規定しております。根拠としましては、国のガイドラインにおいて、50キロワット未満の場合は100メートルの範囲、50キロワット以上の場合は300メートルの範囲としております。これを参考にしながら、地域に対して、より丁寧な説明を促すために、出力規格にかかわらず、一律300メートルと規定するものでございます。

4点目、より厳しい規定を設けるべきとのご意見もいただきました。こちらもさきの常任委員会での説明と重複いたしますが、ガイドラインでは何々しなければならないだろうということはできないとアドバイスをいただいているところでございます。そういったこともありますて、まずは町が目指しておりますのは、地域と共生した再生可能エネルギーの推進でございますので、罰則規定でもって行動を規制するのではなく、しっかりと地域の住民に説明をしなさいしたいと思ってございます。まずはこの町の基本スタンスを示そうと思ってございますので、ご理解をいただければなと思います。

最後、5点目、安価で売買契約を締結してしまうことがあるので、契約時から町も関わってほしいというご意見もいただきました。原則といたしまして、民民の契約に行政の立場で介入することは、土地所有者の財産権が強く保護されているため、基本的には難しいのはご承知のとおりかと思ってございます。一方で、町に相談があったものにつきましては、役場内の関係各課や県などの関係機関への情報共有あるいは町内の不動産事業者の紹介など、相談者に寄り添った対応に努めてまいりたいと思ってございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 説明ありがとうございます。今、回答の中においての説明を理解できなかったことがあったのですが、資料2-3の中に一応絵が載っているのですけれども、これは影響への対策①に境界との境の図が載っているのですが、先ほど言ったように、場所によって100メートル取るとか200メートル取るとかって説明は口頭でもらったのですが、ただこういう状況に対して何メートル取るとか、そういう条件はつけられないのですね。基本的にここに、はっきり言えばあんまり近いと、相当隣接のときに熱が上がるのを私も実感しているので、そういう面の配慮のどういう方向で

100メートルなのか、どういうので200メートルなのかというのが今出たのですけれども、この図柄には合わせられないということですか、その点がこの図と分からなかつたので聞きたいのですが。

○議長（堀本典明君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） お答えいたします。

ごめんなさい、説明の仕方がうまくなかったところがあったかと思いますけれども、先ほど申し上げた300メートルというのは、説明会を開催する範囲というところは太陽光をやるところから300メートルの範囲というところ、そこに含まれる行政区には説明しなさいねという意味のご説明でございました。

一方で、ご指摘いただいたのは、ここの距離のことをご指摘いただいたのか……

〔何事か言う人あり〕

○企画課課長補佐（畠山信也君） ですよね。こちらについては……

〔何事か言う人あり〕

○企画課課長補佐（畠山信也君） こちらについては、特段の規定はないものでございますけれども、そこは地域に対して丁寧な説明ということを求めていきたいなと思います。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 説明なのですが、業者が基本的に隣接している人に説明するのか、町が代わってするのか、業者がやるべきだと思うのだけれども、ただ問題は太陽光によって表と後ろを通る両方を発電する場合、相当熱が上がるのですけれども、そういう場合、隣接の幅、距離というのはある程度認識しないと、隣接する方にも迷惑がかかる可能性もあります。過去にもありましたけれども、そういうことの基準というか、規制できるか分からぬのですけれども、そういう指導というのはどうするのですか。これ図が出ているから、一応関係すると思うのです。

○議長（堀本典明君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） ご意見ありがとうございます。私どもでしっかりと国のガイドラインでどうなっているのかというのを改めて確認をしたいと思います。ご懸念の点は非常に重要な視点だと思ってございますので、できることをお願いするスタンスでいきたいと思います。ごめんなさい。即答できずに申し訳ございませんが、そのように対応してまいります。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

4番議員。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。ガイドラインの設置ということで、私も太陽光については若干の質問をさせていただきましたけれども、なかなか法的拘束はできないというようなこともあるのですけれども、やはり一番懸念されるのは、太陽光だと、あとは充電設備の隣接したところに家があるような場合だったのです。そういった場合に、住民説明会の中で事業者と地権者との話し合いになるのか、そこは町はなかなか入れないという話でしたので、例えばそういった防音措置の希

望だとか、あとは遮蔽材の希望なんていうのが出た場合、やはり事業者はその義務は果たさなくてはならないのかなと思っているものですから、そういったところはどういうふうになるのでしょうか、回答をお願いします。

○議長（堀本典明君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） 繰り返しになりますけれども、ガイドラインでございますので、なかなかこうしなさい、ああしなさいというのは言えないところが実情でございますが、一方で地域に対しての説明、それから地域の要望というのは聞いていただく必要があるかなと思ってございます。ガイドラインの中において、必要に応じて助言とか意見を町から申し上げることとしておりますので、その中で必要な意見を言っていきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） よろしいですか。

○4番（佐藤啓憲君） はい。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

9番議員。

○9番（渡辺三男君） 素朴な質問なのですが、これは町からの多分お願いになってしまふのかと思うのですが、最終的に問題が起きたときには法律に照らし合わせてという話になると思うのですが、いろいろ見させてもらうと、もう当たり前のことを当たり前に書いているだけなのです。例えば資料2-2の3ページなんかは、「汚泥の流出及び水害等の災害防止に配慮する」、こんなことは当たり前で、法律でもうたっているし、ずっと並べているのがもう当たり前のことなのです。

一番私気になるのが、こういうものはどうやって決めるのか。資料2-1の目的で、「地域環境との調和を図り安全で安心な住環境を確保するとともに」って書かれているのですが、「地域環境との調和を図り」ということはどういうことなのか。太陽光といったら、物は大体99%、100%同じだと思います。足が高いか低いかくらいの問題で、こういうものをどうやって捉えて判断していくのですか、町として。

○議長（堀本典明君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） 非常に文言として曖昧といいますか、抽象的な表現になっているところはおわびを申し上げたいと思います。言いたかったところは、このたび第三次災害復興計画を策定して今展開しておりますけれども、その中で町全体の土地利用構想というものがあります。それゾーニングをしているのですけれども、それにも整合したような形でなるべく配慮してくださいねということを言いたかったところでございまして、抽象的な表現になったことはおわび申し上げたいと思います。その意味で、事業者にもそういったことを配慮してねとお願いしていきたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） 補佐の言うとおりだと思うのです。そうやって配慮してもらう事業者がどこまで聞いてくれるか、また地権者がどこまで町側に立ってくれるかだと思うのですが、地権者が拒めば、もう全く町の意向は通らないということになりますので、いろんな説明会やら広報紙などで、マイナスがあるとすれば、太陽光はこういうマイナスがあるのだよって、そういうことをやっぱり地権者によく常に説明しておくのが一番なのかなと思いますので、そういういたつをひとつよろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） ご意見ありがとうございます。説明会の開催に当たっても、町としても必要な協力はもちろんしていくつもりでございます。それも含めて周知に当たってまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

3番議員。

○3番（平山 勉君） 資料2－3の補足のところの一番下、事業区域が云々というところ、「地方公共団体の条例や計画等によって良好な景観形成が求められるエリア内又は良好な景観形成が求められる道路沿道に位置する場合は」云々というところです。であれば、例えば素朴な疑問なのですから、夜の森の桜並木、あそこを条例によってこれ規制することができるのではないかという気もするのですが、その辺、今すぐとかではなくて、行く行く。その辺どういう計画というか、お考えがあるのか聞いてみたいです。

以上です。

○議長（堀本典明君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） ご意見ありがとうございます。ご指摘の点につきましては、説明と繰り返しになってしまいます。まずは町の基本スタンスを早急に示すということで、ガイドラインでスタートさせていただければなと思ってございます。その上で、ガイドラインをやりながら各事業実施状況、それから地域の説明状況をしっかりと町も確認して、それでもなおという場合には、引き続き条例化ということも検討してまいりたいと思ってございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） いろんなご意見ありがとうございます。最大の問題は、太陽光のパネルは建築物にならないというところなもので、景観条例からいろんな先ほどの熱の問題もありましたけれども、そういうところを規制するのはあくまでも建築物については規制できるのですけれども、これは建築物でない。建築物となるには、例えばパネルの高さが2メートル以上とか、そういう場合については工作物みたいな形になりますが、あらゆる高さで調整できますので、そうしてくると、基本的

には皆さんお願いにしかすぎないって、本当に大前提に憲法でも保障されている個人の財産というところなもので、なかなか難しい。あくまでもお願いというところになりますが、精いっぱいお願いしていくというところで、まずは町のスタンスとしてこのガイドラインを進めていきたいというところでございます。どうしても法的な規制が難しい、建築物でも何でもないというところで、その辺を、ですから離隔も何も取るというのも、建築物、工作物であればそういう制限もできるのですけれども、なかなか難しいということをご理解いただきたいなと思っております。まずは、町としてはそういう形でお願いで、景観からその地区住民の方に今後の土地活用に支障のないようにお願いしていくという形で進めていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

1番議員。

○1番（安藤正純君） 顧問弁護士からアドバイスをもらうと、想定していたとおり、やはり厳しいと。ガイドラインをつくった、農地も先行してつくった。空き地、宅地も後づけで、やはり今副町長の言うお願いレベルでしかないということで、何でこういうものが乱立するようになったかというのがやっぱり一番の原因で、この説明だと、福島復興再生特別措置法に基づく課税免除、やはり何かメリットがあるから業者はやりたがると。このメリットのところをぎゅっと絞ってしまえば、やってもメリットがないなということになってくれば、だからそこは国と相談しながら、例えばゴルフ場跡地だったり、そういういたところだったらばそんなに町なかでないから、景観とか熱とか、あと隣に住宅があるとか、そういういたところではないから、やはり誰が考えてもここだったら問題ないよねということであれば、そういうふうに町の土地利用計画とかそういった、この地区は駄目だよと網かけてしまって、そこだと、例えば国のそういう制度が受けられないよとか、それは国との相談になるかもしれないけれども、やはり特例とか何かで補助が出るとか、税金がかからないとか、そういうのが目的できちつとすれば、そっちもやはり一方ではガイドライン、一方では規制の免除というものはないと。

それと、参考までに教えてもらいたいのは、定格出力10キロワット以上の太陽光発電設備って、10キロワットって大体宅地に10キロワットを設置するためには、坪数で何坪ぐらい必要になるか、参考までに教えてください。

○議長（堀本典明君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） まず、前段のご意見につきましては、国とも協議というか、お話し合いの場を1回持つてみたいなと思います。

2点目でございます。10キロワットだと、大体100から150m²、40坪程度でございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 1番議員。

○1番（安藤正純君） その辺が問題で、やはり特例を受けられるのは40坪だったらば、私のところ100坪あるよ、では100坪売ってくださいとか貸してくださいってなってしまうから、業者が。そうすると、いろいろ規制をかけようとしても、やはり地権者は有利だよという、そういうふうになってしまふので、40坪ぐらいではこの特例は使えないよと、そういうような、10キロワットぐらいでは使えないよと。最低でも例えば1,000キロワットとか、300キロワットとか、キロワット数を大きくして、そうでないと町の中で100坪、50坪でも大丈夫だよ、10キロワット以上だからってなってしまうので、国と相談するときには、町の中の100坪や200坪ぐらいでやっても制度は受けられないし、メリットはないよという制度にしていかないと、こういうのはどんどん、どんどん抜け道が出てくるのではないかなと思うので、一つの考え方として国と相談してください。

○議長（堀本典明君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） ご意見を参考にさせていただきながら、国と話合いを持っていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） よろしいですか。

○1番（安藤正純君） はい。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件2、富岡町太陽光発電設備の設置等に関するガイドラインについてを終わります。

ここで、説明者の入替えのため、暫時休議いたします。

休 議 (午前11時13分)

再 開 (午前11時14分)

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、付議事件3、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（大館衆司君） それでは、付議事件3番の富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

当改正条例案につきましては、6月9日に開催されました国保の運営協議会に諮問し、原案どおり承認との答申をいただきましたので、本日の全員協議会において内容を説明させていただき、6月の定例会に上程する予定でございます。

内容につきましては、課長補佐よりご説明いたします、よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 課長補佐。

○税務課課長補佐（福島好邦君） それでは、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

本条例の改正案は、上位法の地方税法施行令の改正に伴うものと令和7年度国民健康保険税の税率の算定に伴うものになります。上位法の地方税法施行令の改正に伴う改正では、本条例の第2条で、基礎課税額の課税限度額が65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額が24万円から26万円にそれぞれ引き上げられ、改正後の課税限度額が109万円となった点や、本条例第23条で軽減判定の基準となる所得額が5割軽減で29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減で54万5,000円から56万円に減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しに伴う改正になります。

もう一つの令和7年度の国民健康保険税の税率の算定に伴う改正については、全員協議会資料3を御覧いただきたいと思います。国民健康保険税率算定について、1の税率設定方針につきましては、昨年同様、3方式を用いて税を算定し、低所得者の軽減についても所得に応じた7割、5割、2割の軽減を行います。また、帰還困難区域以外の区域の600万円を超える上位所得世帯、住民税が未申告の世帯、避難指示区域以外からの転入世帯は通常課税となり、平成28年度までに避難指示等が解除された地域より転入した国保世帯は2分の1の課税となります。

続いて、2の令和7年度必要額の合計は4億811万3,819円で、昨年度に比べ、医療一般分は834万4,032円、後期高齢者支援金分は1,787万7,998円、介護納付金は168万6,328円、それぞれ増であり、昨年度と比較し、2,709万8,358円の増となっております。

続いて、3の課税基礎につきまして、①の医療・後期支援金分は、国保加入対象者が全員対象となります。対前年度比で所得割課税基準額は1億7,707万319円の減額、被保険者数も213人減少しております。

2ページをお開きください。②の介護納付金分でございますが、こちらの国保加入者のうち40歳から64歳までが対象となり、こちらは対前年度比で所得割基準額が1億2,576万1,623円の減額、被保険者数も88人減少しております。

4の令和7年度国民健康保険税率について、右側の表が令和7年度の案となっております。令和7年度の保険税の必要額が増となることを踏まえ、令和7年度の案といたしまして、医療一般分の所得割が9%、均等割が3万3,000円、平等割が2万2,000円、後期支援金分の所得割が3.4%、均等割が1万円、平等割が6,800円、介護納付金分の所得割が3%、均等割が1万円、平等割が7,000円、1人当たりの調定額は12万463円、1世帯当たりの調定額は17万7,437円となっております。

令和7年度の税額は、保険税の必要額が増加したことから全体的に増となっております。

なお、税率の算定に当たりましては、国保の被保険者数の減少の一方で、必要な医療費を総合的に勘案しながら、バランスに配慮し、税率算定を行っております。

5の今後の国民健康保険税率算定についてでございます。令和7年度の必要額については、医療一

般分、後期支援金分及び介護納付金分で全てで増加しており、税率の増となりました。医療費が増加すれば、今回同様税率を上げる必要が出てきます。被保険者の負担を少しでも抑えていくため、引き続き医療費の適正化や国保制度の周知に努めてまいります。

3ページから12ページまでは条例改正文と新旧対照表となっておりますので、ご参照いただければと思います。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） ございませんね。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件3、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを終わります。

次に、その他に入ります。執行部から何かございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 議員から何かございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） ないということでございますので、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉会 (午前11時21分)